

Spc jinjiken news

「耐震」「省エネ」などの設備投資で税制優遇 (8月22日)

政府・与党は、今秋にまとめる「成長戦略」の第2弾に盛り込む設備投資促進のための税制措置と規制強化の概要を明らかにした。大規模ビルなどの耐震改修や省エネ対策を進めるため、対策を講じた事業者には税制面で優遇するなど、来春の消費増税による景気への影響を考慮する。

既卒者の就職支援に紹介予定派遣を活用 (8月20日)

厚生労働省は、大学を卒業してから1年以上就職できていない若者などを対象に、2014年度から紹介予定派遣を利用した就職支援をスタートさせる。最長6カ月は派遣社員として勤務し、企業と本人が合意すれば正社員となる。同省が人材派遣会社の経費等を負担し、3年で1万5,000人程度の正社員就職につなげたい考え。

転職で「給与増」が「給与減」を上回る 5年ぶり (8月20日)

厚生労働省が2012年の「雇用動向調査」の結果を発表し、転職して給与が「増えた」と答えた人が32.3%（前年比3.8ポイント増）、「減った」と答えた人が30.4%（同1.6ポイント減）となり、5年ぶりに増加が減少を上回ったことがわかった。また、会社を辞めた人の

割合は14.8%（同0.4ポイント増）で3年ぶりに増加した。〔関連リンク〕

平成24年雇用動向調査結果の概況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudo/koyou/doukou/13-2/index.html>

国民年金の後納期限を3～5年に延長へ 厚労省案 (8月19日)

厚生労働省は、低迷する国民年金保険料の納付率向上のため、2015年10月から、保険料を過去に遡って納付できる期限（現行2年）を引き延ばす方針を固めた。「3～5年」程度を軸に検討しており、国民年金法改正案を早期に国会に提出することを目指す。

8割以上の企業で女性管理職が10%未満 (8月15日)

管理職（課長以上）のうち女性の割合が10%に満たない企業が全体の81.1%にのぼることが、帝国データバンクの調査で明らかになった。女性管理職の割合が10%未満の企業の割合を規模別で見ると、大企業88.7%、中小企業78.8%で、大企業ほど女性が登用されていないことがわかった。

大企業の課長級以上に労働時間規制の特例検討 政府 (8月14日)



政府が、大企業で年収800万円を超える社員を対象に、「1日8時間・週40時間」の労働時間規制にあてはまらない新たな勤務制度(ホワイトカラー・エグゼンプション)の実験的導入を検討していることがわかった。2014年度から一部企業での導入を目指し、秋の臨時国会に提出予定の「産業競争力強化法案」に制度変更を可能とする仕組みを盛り込む考え。

「生活に満足」18年ぶりに7割超え (8月11日)

内閣府が「国民生活に関する世論調査」の結果を発表し、生活に満足している人の割合が71.0%(前年比3.7ポイント増)となり、5年連続で上昇したことがわかった。7割を超えたのは18年ぶりで、内閣府では「経済情勢の好転が影響した」と分析している。

〔関連リンク〕

国民生活に関する世論調査(平成25年6月調査)

<http://www8.cao.go.jp/survey/h25/h25-life/index.html>

国年・厚年の黒字額が過去最高に(8月10日)

厚生労働省は、公的年金の2012年度における収支決算(時価ベース)を発表し、国民年金が約7,226億円、厚生年金が約10兆2,692億円の黒字となったことがわかった。黒字となったのは国民年金が4年連続、厚生年金が2年連続で、市場運用を開始した2001年度以降で黒字額は過去最高となった。〔関連リンク〕

厚生年金・国民年金の平成24年度収支決算の概要の公表について

<http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=148699&name=0000014416.pdf>

大企業の今夏賞与は4.99%増の80万9,502円 (8月8日)

経団連が今夏の賞与・一時金の最終集計結果を発表し、平均受結額(132社)が1人あたり80万9,502円(前年同期比4.99%増)となり、2年ぶりに増加したことがわかった。伸び率は1991年(5.27%)以来、22年ぶりの高さとなった。

派遣期間の上限を撤廃へ 厚労省検討 (8月7日)

厚生労働省の研究会は、労働者派遣制度について、業務ごとに設定している派遣期間の上限(3年)規制を撤廃し、派遣元と無期契約を締結した労働者については期間の制限なく働き続けられる案などを盛り込んだ報告書を公表した。来年の通常国会で労働者派遣法の改正案を提出する見込み。

最低賃金の引上げ額は全国平均で14円 (8月6日)

厚生労働省・中央最低賃金審議会(小委員会)は、今年度の最低賃金の引上げ額の目安を10~19円(全国平均14円)とすることを決定した。目安の段階で引上げ額が2桁となるのは3年ぶりで、最低賃金平均額は現在の749円から763円となる見通し。各都道府県の地方審議会が地域別の額を決定して10月中旬頃から適用される。



新情報！ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化！

若者に過酷な労働を強いて退職に追い込み、「使い捨て」にする、いわゆるブラック企業が社会問題となる中、厚生労働省は、長時間労働などへの監督指導や、労働者を対象にした電話相談といった取組を始めることを明らかにしました。厚生労働省が、いわゆるブラック企業への対策を行うのは初めてのことです。

発表された3つの取り組みの柱

1 長時間労働の抑制に向けて、集中的な取組を行います

9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的に監督指導等を実施。

過労死等事案を起こした企業等について、再発防止の取組を徹底。

重大・悪質な違反が確認された企業等については、送検し、公表。

2 相談にしっかり対応します

9月1日に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する全国一斉の電話相談を実施。

(フリーダイヤル 0120 794 713)

9月2日以後も、「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受付。

3 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進します

パワーハラスメント(パワハラ)によって若者を使い捨てにすることをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発。

1の監督指導等は、具体的には、次のように実施するとのことです。

労働基準監督署及びハローワーク利用者等からの苦情や通報等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、監督指導を集中的に実施。

〔重点確認事項〕

・時間外・休日労働が36協定の範囲内であるか。法違反が認められた場合は是正指導。

・賃金不払残業(サービス残業)がないか。法違反が認められた場合は是正指導。

・長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられているか。

以外にも、過重労働があり、労働基準関係法令違反の疑いがある企業等に対して、重点的な監督指導を実施。

労働基準法等の法令を遵守していない企業には、監督指導等が行われる可能性があります。特に、労働時間の管理は重要です。

新情報！ 平成25年度の地域別最低賃金額改定の目安を公表

第39回中央最低賃金審議会において、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられ、公表されました。

地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することになります。

平成25年度の地域別最低賃金額改定の目安

都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA～Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安が提示されました。

ただし、地域別最低賃金額が生活保護水準を下回っている地域については、それぞれ の金額と の金額とを比較して大きい方の金額とするとされています。

ランクごとの引上げ額は、Aランク 19円、Bランク 12円、C・Dランク 10円。

| ランク | 都道府県 |
|-----|---|
| A | 千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 |
| B | 茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島 |
| C | 北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡 |
| D | 青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 |

最低賃金額が生活保護水準を下回っている11都道府県(北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫及び広島)については、その下回っている額(乖離額)の解消のために示された一定の措置を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額とする。

本年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は14円になります(全国加重平均について、目安で2桁増とされたのは3年ぶり)。大幅な引上げとなりそうですが、デフレ脱却を目指す安倍政権は、最低賃金を引き上げることで消費を活性化し、持続的な経済成長を促すことを成長戦略に盛り込んでいます。経済団体関係者等の反発を抑え込んで、政権の意向が引上げを後押ししたといえます。

正式に決定された折には、各都道府県の地域別最低賃金の一覧表をご紹介します。